

## 福井市高齢者住まいの暑さ対策支援事業補助金交付要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、高齢者が居住する住宅にエアコンを設置することにより、熱中症による健康被害を予防し、高齢者の命を守ることを目的として、エアコンの設置に必要な費用を予算の範囲内において補助することに関し、福井市補助金等交付規則（昭和48年福井市規則第11号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (補助対象者)

第2条 補助金の交付対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に規定する住民基本台帳に記録された市内の住所に現に居住している者であること。
- (2) 申請日時時点で65歳以上の高齢者のみが居住する世帯で、市内に存する住宅の使用者であること。ただし、老人ホーム、グループホーム、サービス付き高齢者向け住宅等の在宅扱いとなっている施設入所者は除く。
- (3) 居住する世帯員全員の住民税が非課税であること。
- (4) 現に居住する住居において、エアコンが設置されていない又は既に設置されているエアコンが壊れていることにより、冷房機能が使用できるエアコンが1台もないこと。
- (5) エアコンの設置に要する費用について、福井市から他の補助を受けていないこと。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる者は、補助対象者から除外する。

- (1) 本市の市税の滞納がある者
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号の暴力団及び同条第6号の暴力団員
- (3) 生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護を受けている世帯であって、同法の規定に基づく冷暖房器具及び設置費用の支給を受けることができる者
- (4) 住宅等の売買を目的として補助対象事業を実施する者

### (補助対象経費)

第3条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、壁又は窓枠等に固定して設置する家庭用エアコンを新品で購入する費用及び設置に要する費用（既存エアコンの処分費用及び販売店の延長保証料を除く。）とする。

- 2 補助対象経費は、市内で営業する事業所、販売店等が設置し、又はこれらから購入したものに限るものとする。
- 3 補助対象者が自ら設置、取付け、交換をおこなった場合は、これらに要した経費は補助対象経費としないこととする。
- 4 第三者から借り上げた住宅に居住する者は、その所有者又は管理会社からエアコンの設置について同意を得るものとする。

(補助金の額)

第4条 補助対象者に対する補助金の額は、前条に規定する補助対象経費に相当する額とし、5万円を上限とする。

2 前項に規定する補助金の額に千円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額とする。

3 補助金の交付回数は、1世帯につき1回とする。

(交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする補助対象者（以下「申請者」という。）は、エアコンの購入前に福井市高齢者住まいの暑さ対策支援事業補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、市長が別に定める提出期間内に市長に提出しなければならない。

(1) エアコンの型番、購入費用及び設置費用等の内訳並びに事業所等の名称、所在地等が確認できる見積書その他の書類又はその写し

(2) 申請者の本人確認書類（氏名及び生年月日が分かる公的な証明書）の写し

(3) エアコンが設置されていない又は既に設置されているエアコンが壊れていることを確認した第三者の確認書

(4) 既に設置されているエアコンの故障で使用できるエアコンがない者が補助金の交付を受けようとする場合は、故障しているエアコン及び型番、年式等が確認できる写真

(5) 第三者から借り上げた住宅に居住している者が補助金の交付を受けようとする場合は、当該住宅の所有者又は管理会社の同意書

(6) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 前項の規定にかかわらず、申請者は、同項の申請書及び添付書類について、電子情報処理組織を使用する方法により提出することができる。

(交付の決定等)

第6条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、補助金の交付の可否を決定したときは、福井市高齢者住まいの暑さ対策支援事業補助金交付（不交付）決定通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

(申請内容の変更)

第7条 前条の規定により補助金の交付の決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、その申請の内容について変更が生じたときは、速やかに福井市高齢者住まいの暑さ対策支援事業補助金変更交付申請書（様式第3号）に、当該変更に係る書類又はその写しを添えて市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当であると認めるときは、福井市高齢者住まいの暑さ対策支援事業補助金変更交付決定通知書（様式第4号）により当該申請に係る交付決定者に通知するものとする。

(実績報告及び交付請求)

第8条 交付決定者は、交付決定を受けた補助対象経費の支払いが完了したときは、福井市高齢者住まいの暑さ対策支援事業完了実績報告書兼補助金交付請求書（様式第5号）に次に掲

げる書類を添えて、市長が別に定める提出期間内に市長に提出しなければならない。

- (1) エアコンの型番、購入費用及び設置費用等の内訳が確認できる請求書その他の書類又はその写し
- (2) 領収金額、領収年月日及び事業所等の名称、所在地等が記載された領収書その他の書類又はその写し
- (3) エアコン及び室外機の設置が完了したことが確認できる写真
- (4) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 前項の規定にかかわらず、交付決定者は、同項の完了実績報告書兼請求書及び添付書類について、電子情報処理組織を使用する方法により提出することができる。

(補助金の額の確定及び交付)

第9条 市長は、前条の規定による報告及び請求を受けたときは、その内容を審査し、適正であると認めるときは補助金の額を確定し、福井市高齢者住まいの暑さ対策支援事業補助金額確定通知書（様式第6号）により交付決定者に通知するものとする。

2 市長は、前項による通知の後、速やかに補助金を交付するものとする。

(調査等)

第10条 市長は、補助金の交付の前後にかかわらず、必要があると認めるときは、調査を行い、又は交付決定者に報告若しくは書類の提出を求めることができる。

2 交付決定者は、市長から前項の報告又は書類の提出を求められたときは、速やかにこれに応じなければならない。

(交付決定の取消し)

第11条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 補助金の交付の条件に違反していることが判明したとき。
- (2) 虚偽その他の不正な手段により交付の決定を受けたとき。
- (3) 交付決定の内容又はこれに付した条件その他法令等又はこの要綱の規定に違反したとき。
- (4) 前3号に掲げる場合のほか、市長が必要と認めるとき。

2 市長は、前項の規定により交付決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し既に補助金が交付されているときは、期限を定めて、その全部又は一部の返還を命ずるものとする。

(財産の処分の制限)

第12条 交付決定者は、補助事業により取得したエアコンを、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、貸し付け、又は担保に供してはならない。ただし、補助金の全部又は一部を返還し、若しくは当該エアコンの耐用年数を経過した場合又は市長が特に承認したときは、この限りでない。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

(失効)

2 この要綱は、令和11年3月31日限りその効力を失う。ただし、同日までに交付の決定がなされた補助金については、この要綱は、同日後も、なおその効力を有する。